

# 令和6年度の公金保全策について

平成28年1月29日に、いわゆる「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が発表されて以来、金利の低い環境が継続していましたが、令和6年3月19日の日銀金融政策決定会合でマイナス金利の解除が発表されたことを受け、より一層市場環境への影響が予想されます。このような状況においても、引き続き金融市場の動向を注視して、以下の保全策により確実かつ効率的な資金の管理運用を行います。

なお、運用にあたっては元本が確実に保障されるものを対象とします。

## 1 歳計現金等

令和5年度に引き続き、歳計現金等は、各会計間の繰替運用、現先運用、債券運用、保全可能な預金運用等により運用益を確保するとともに余剰資金の縮減を図り適正な支払準備金の確保に努めた上で、全額保護される決済用預金を活用します。

## 2 制度融資の預託金

令和5年度に引き続き、預託金は、原則として全額保護される決済用預金で預託することとします。ただし、預託金の一部を譲渡性預金（NCD）等で預託することも可能としますが、この場合、相殺可能な債務（証書借入残高）の範囲内に制限することで、保全を図ります。

## 3 基金

令和5年度に引き続き、基金は、一般会計への繰替運用、現先運用、債券運用、保全可能な預金運用等により運用益を確保するとともに、全額保護される決済用預金の活用による保全を図ります。